

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案

雇用保険法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条第四号中「令和十年十月一日」を「令和八年四月一日」に改める。



この修正の結果必要となる経費

この修正の結果必要となる経費は、約百六十五億円の見込みである。